令和７年度「人権教育研究推進事業」研究指定校事業

都道府県・指定都市名（　京都府　）

１．基本情報

研究指定校名	京都府立東舞鶴高等学校

○これまでの研究指定等の状況

－

○学級数

９学級

○児童生徒数

245 名（令和７年４月１日現在）

○URL

https://www.kyoto-be.ne.jp/higashimaizuru-hs/mt/

２．調査研究のテーマ、概要、指定理由

調査研究のテーマ	「引揚のまち舞鶴で学ぶ今日的に必要とされる普遍的な人権感覚の醸成」　～「シベリア抑留・引揚」の人権学習を軸にしたカリキュラム・マネジメント～

○調査研究のテーマを設定した目的

人権問題が多様化する中で、今もなお日本社会で続いている人権問題（同和問題をはじめとした様々な人権問題）を通して、生徒の普遍的な人権意識をはぐくむためには、個別の人権問題を取り扱う人権学習を工夫する必要がある。舞鶴は、シベリア抑留者の引揚のまちであり、戦争という大規模な人権侵害行為が残した様々な人権問題の解決に向けて、取り組んできた歴史がある。本研究では、こういった地域の教育資源を活用し、各学年における人権学習を通じて、人権問題に対する課題の共通点に生徒自身が気付き、その解決に向けて取り組もうとする意欲と態度を育成するために、３年間を通した系統的な人権学習の構築を行う。

本研究を通して、個人のウェルビーイングや社会のウェルビーイング（全ての人が健やかで豊かに暮らせる社会）とはどのようなことかについて、生徒が自ら考え、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる資質・能力を養うこと

で、持続可能な社会の創り手となることを目指す。
　併せて、教職員が課題として感じている※1「組織的な人権教育の推進が十分できていない」と「人権学習の指導に対する不安感」の解消に向け、学校全体で組織的で効果的な人権教育を推進することができるよう、教職員の人権意識の高揚を図る。

〇調査研究の概要

●引揚港のある舞鶴の学校として、生徒に戦争に関わる人権問題を理解させ、戦争の悲惨さを語り継ぐ姿勢を養う。
●生徒に同和問題（部落差別）の今日的課題を理解させ、我がごととしてとらえる姿勢を養う。
●個別の人権問題の学習等から、生徒に「人権教育における普遍的な視点※2」の人権意識を育み、様々な人権問題の根底にある偏見やアンコンシャス・バイアス、社会構造上の問題点に気付き、社会の一員として様々な人権課題の解決に資する姿勢、自分の人権を守り､他者の人権を守るための実践行動につながる資質･能力を養う。
●人権教育の軸として置いている「シベリア抑留・引揚※3」に関する人権問題と、同和問題（部落差別）、子どもの貧困問題、外国人差別等の歴史的経緯や社会情勢を重ね、地元地域の人権に関わる問題や今日的課題の解決に向けた資質・能力を育てる系統的・組織的な指導ができるように指導方法の工夫や体制の見直しを図る。

※１ 令和元年度京都府教育員会が実施した、人権教育に関する教職員の意識調査の結果
https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=4170
※２ 京都府では「人権教育における普遍的な視点」として、生命や人間の尊厳、人権の意義、自尊感情、コミュニケーション能力、差別の構造を定義している
※３ 1945 年の第二次世界大戦終戦後、日本の外地や日本軍の占領地、またソ連軍占領地などから日本へ帰還した人々、その一部はシベリア等に抑留され、長期にわたる抑留生活を強いられた

〇指定理由

　京都府では、一人一人の尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、あらゆる人々が個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育の実現を目指している。
　各学校においては、人権に配慮した教育活動に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、学校や地域の実態・課題の状況等を十分に把握して、人権教育を推進している。
　こうした中、府内各地域の学校において、学校全体で組織的で効果的な人権教育の推進が図れるよう計画的に本事業を活用し､各校の人権教育の充実と府内全域への成果の普及に努めてきたところである。
　本指定校は府北部に位置し、舞鶴地域にある学校として、地域に根ざした教育活動を推進し、地域の活性化を図ることを教育目標としている。「シベリア抑留・引揚」についての学習を軸として人権学習を進める中で､地域の歴史や義務教育段階までの学習で培われてきた人権に関する知的理解と人権感覚を高等学校の人権教育につなぐことができるよう再構築することを目指している。具体的には、総合的な探究の時間（全学年で実施）では、「地域と繋がる」、「世界と繋がる」、「未来と繋がる」をテーマに地域社会や国際社会との連携を深める中で、生徒が自己の在り方・生き方を考え、社会を構成する一員としての自覚を持ち、人権尊重の社会づくりに参画する意

識・意欲・態度を高め、人権が尊重される社会の創り手となるための主体的な実践行動につなげる取組の研究である。
　探究活動に人権の視点を取り入れた研究であり、人権学習と探究活動の関連付けによる人権教育のカリキュラム・マネジメントの実践として、新たな高等学校の人権教育モデルの構築が期待でき、地域の実態に合わせた人権教育の実践として、効果が波及されることを期待している。

３．取り組んだ人権課題

※　該当するものに〇印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題１つに◎印。
※　下線部は、令和７年度事業における重点課題。

① 子供	〇
② 女性	〇
③ 高齢者	
④ 障害者	〇
⑤ 同和問題	〇
⑥ アイヌの人々	〇
⑦ 外国人	〇
⑧−１ HIV 感染者等	
⑧−２ ハンセン病患者等	〇
⑨ 刑を終えて出所した人	
⑩ 犯罪被害者等	
⑪ インターネットによる人権侵害	〇
⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬ 性的指向、性自認	〇
⑭ その他（　戦争の抑留者、いじめ　）	◎

４．調査研究の内容等

〇調査研究の内容

　系統的で組織的な指導体制を構築し、これまで生徒たちが「引揚のまち舞鶴」で学んできた人権問題を軸に、各学年での個別の人権問題の学習と、総合的な探究の時間

における人権をテーマとした探究活動等を通した普遍的な人権感覚の醸成を進める。
　人権学習等において、１年生から３年生まで系統的に、個別の人権問題を扱う機会を設定する。そのうえで、各学年、そして、３年間を通して人権問題が発生する構造や、個人に内在する偏見等の意識の問題点を考察させ、社会の一員として人権問題に関わり解決しようとする共感的かつ実践的な態度を養うことができているかを生徒自身が明らかにする。
　また、人権教育推進会議を校内推進体制の中心として、人権学習における生徒の学習状況や、学習の前後での変容を評価し、生徒の状況に応じた事後指導や次年度の授業改善につなげる。
　こうした取組を行うことで、様々な人権問題解決に向けて必要な知的理解（知識的側面）の深化や人権感覚（価値的・態度的側面、技能的側面）の高揚を図るとともに、人権の普遍性や本質的な共通点に気付かせ、普遍的な人権感覚の醸成に資することができる。

〇実施方法

　下記方法により、一人一人の生徒の人権学習前後における、各人権問題に対する認識等の変容を把握した。
・各人権学習で取り上げる人権問題について学習前時点での考えや認識を、学習支援アプリ（ロイロノート）等を用いて述べさせた。各人権学習では、他者との意見交流や当事者の思いを聴くことを通して、自身の学習前の認識や理解との違いに気づかせた。
・各人権学習後には、生徒の感想や考え等をまとめた指導プリントを作成し、ホームルーム単位で事後指導資料として活用した。
・事後指導と併せて人権意識に関する自己の変容や理解の深化の度合いについて、生徒自身の事前学習での記述内容や前回の人権学習の感想等を参照させながら把握・認識させた。
・人権アンケートを年度末に実施し、年度当初との比較を行わせ、人権問題に対する認識の度合いを把握させた。アンケートはMicrosoft Forms等を活用した。

〇検証・評価・改善・普及

　年度末に各学年対象で実施する人権アンケートで、年度当初と比較して１年間の学びの蓄積を認識させた。また、各人権学習の事前アンケート及び事後アンケートの結果も統合し、以下のような結果となった。

①どのような人権問題の理解が深まったか（日ごろのニュース等から自分で情報を得たもの等、人権学習で実施した内容以外のものも含む）
　⇒アンケート結果では、当然ながら各学年で実施した人権学習のテーマに該当するものへの理解が高まっているが、特に「子どもの人権」「ＬＧＢＴＱ」「女性の人権」「ネット上の人権問題」の割合が高くなった。「引揚」については、人権学習前まではシベリア抑留そのものと引揚が混同した理解がされていたことも多かったが、人権学習後はシベリア抑留と区別して引揚の本質を理解できている生徒が大きく増えた。
②どのような人権問題への関心が高まったか
　⇒アンケート結果では、特に「女性の人権」「障害のある人の人権」「外国人の人

権」といった、今年度新たに取り組んだ項目の関心が大きく高まりを見せていた。ただし、これらの項目は前述の「理解が高まった人権問題」では若干数値が低くなっており、授業内だけでは知識理解が十分に深まっていない可能性があると分析した。また、他には「同和問題」への関心の高まりが見て取れた。

③様々な人権問題の発生原因や問題点、解決に向けての課題の共通点は何か

⇒アンケート結果から、「偏見」や「誤解」、「知識不足」が原因とする意見が大多数を占めており、人権問題の解決には知的理解が必要不可欠であるという意識が定着していることが分かった。

④個人のウェルビーイングや社会のウェルビーイングを実現するために、自分は何を考え、何をすべきか

⇒アンケート結果から、「正しい理解」「正しい知識」を身につけることが最重要であるとする生徒の意識を確認することができた。また、「個性を尊重」するという意見も多く見受けられた。

⑤他者と共に生きていく上で必要なことは何か

⇒アンケート結果から、「相手を尊重する」「コミュニケーションを通じて相手を知る」という結果が多く見られ、人権学習の目的に一定程度かなう結果となった。一方、「思いやりが大事」という意見が増え、相手の立場を理解しようとする姿勢の高まりがうかがえた。

⑥アンケート結果を踏まえた書籍購入

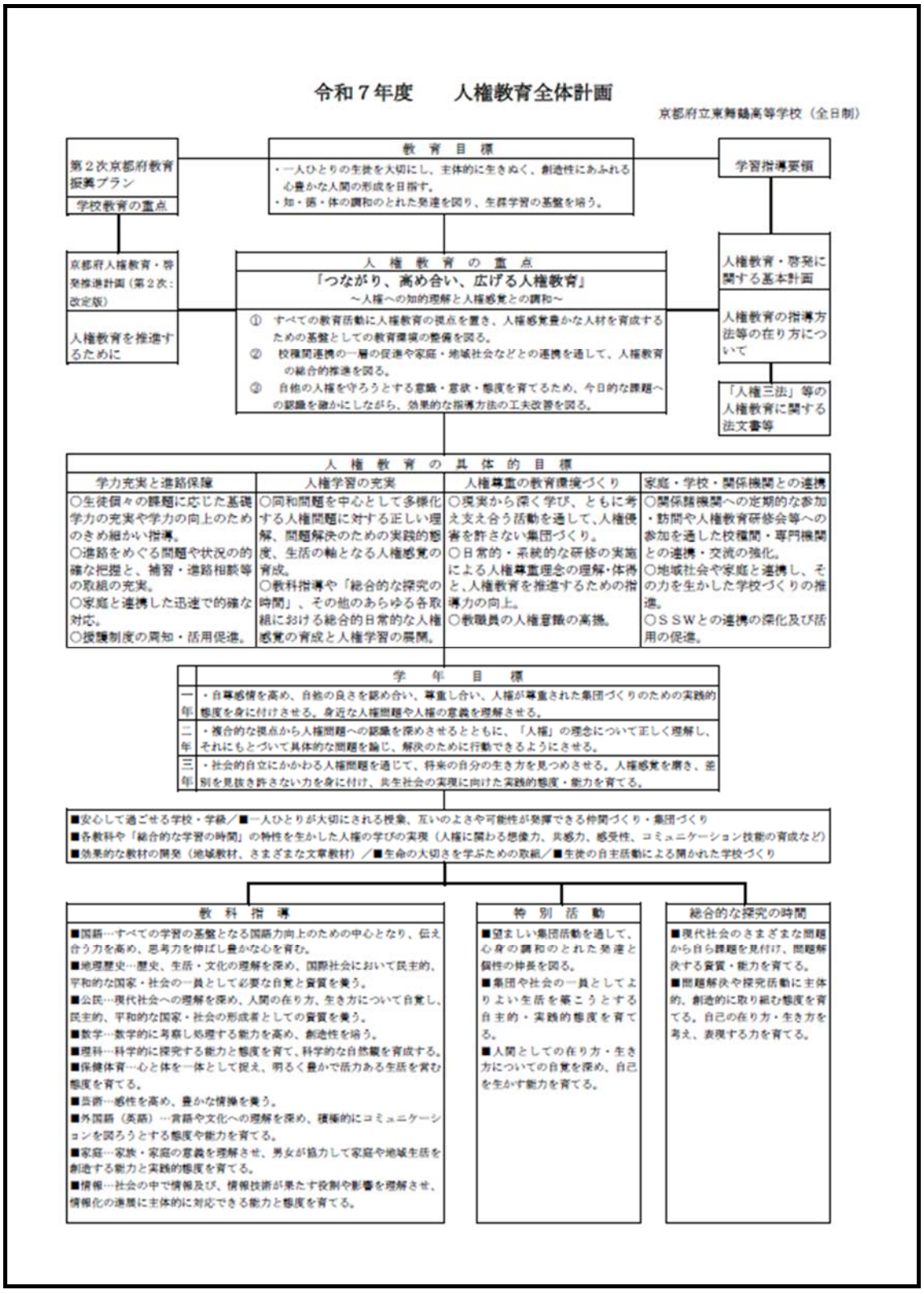
⇒生徒が必要としている書籍の購入を進めた。書籍の選定にあたっては、①および②で報告した人権問題を中心に購入を行った。購入した書籍は図書館に所蔵し、人権に係る探究活動の根拠資料として活用している。また、書籍をもとに人権通信を発行した。今後も教職員の教材研究への活用を促進する。さらに、③の結果からも、個別の人権問題に関する専門書の購入は、知識不足を解消する有効な手立ての一つであると考えている。

事業実施による成果と課題は、京都府立高等学校人権教育研究会第３回中丹ブロック会議において報告した。報告段階では、引揚に関する取組（総合的な探究の時間を含む）が進められている途中であったが、学生語り部の生徒のみならず、全ての生徒が舞鶴出身ないしは舞鶴で生活する者として、引揚について語ることができる状況ではないことを課題として挙げた。そして、引揚の歴史と平和の尊さを自らの言葉で語れるようにすることを目標とし、語り部活動以外の継承方法も検討することを目指すとした。この報告後、実際に語り部活動以外にクイズの作成や市史編さんへの協力等が案として挙がった。

委託期間終了後もこれらの取組が定着するよう、学習支援アプリ（ロイロノート）や Microsoft Forms 等 ICT を活用し、各教職員の業務負担軽減と生徒の取組や学習内容の深化の両立を図った。これにより、特に学習データを効率よく蓄積し、引揚の歴史に関する理解度の調査を生徒が作成し集計・分析することができた。調査結果については全ての生徒にも共有した。調査結果の共有は、「京都探究エキスポ」（京都府教委・京都市教委共催で実施され、生徒たちが日頃の探究活動の成果をポスター発表などで披露し交流する合同発表会）での発表も行い、他地域の生徒や教員からは舞鶴地域における引揚の認知度の高さを実感した旨の意見を頂戴し、引揚の歴史について舞鶴地域の出身者による継続的な発信を期待する意見も聞かれた。これを踏まえて、前述した引揚に関するクイズの作成等の方向性を確認することができ、来年度以降に具体的に取り組んでいくことを決定している。

引揚以外の内容を含め、人権学習において「共感的かつ実践的な態度の育成」を目的とし、その土台である「正しい知識の獲得」を重視してきた。生徒の中では「正しい知識を蓄積し、それに基づいて正しく判断し、相手を尊重する態度を示す」ことが大切であるとする認識が育まれていると分析した。本校の人権学習では、今後も、同和問題やハンセン病問題､外国人差別等の誤った認識により引き起こされている人権問題について、正しい知的理解を蓄積させることを重視していく。

５．人権教育にかかる年間指導計画



令和７年度　人権教育全体計画

京都府立東舞鶴高等学校（全日制）

第２次京都府教育振興プラン
学校教育の重点

教育目標
・一人ひとりの生徒を大切にし、主体的に生きぬく、創造性にあふれる心豊かな人間の形成を目指す。
・知・徳・体の調和のとれた発達を図り、生涯学習の基盤を培う。

学習指導要領

京都府人権教育・啓発推進計画（第２次：改定版）
人権教育を推進するために

人権教育の重点
「つながり、高め合い、広げる人権教育」
～人権への知的理解と人権感覚との調和～
① すべての教育活動に人権教育の視点を置き、人権感覚豊かな人材を育成するための基盤としての教育環境の整備を図る。
② 校種間連携の一層の促進や家庭・地域社会などとの連携を通して、人権教育の総合的推進を図る。
③ 自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てるため、今日的な課題への認識を確かにしながら、効果的な指導方法の工夫改善を図る。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育の指導方法等の在り方について

「人権三法」等の人権教育に関する法文書等

人権教育の具体的目標

学力充実と進路保障	人権学習の充実	人権尊重の教育環境づくり	家庭・学校・関係機関との連携
○生徒個々の課題に応じた基礎学力の充実や学力の向上のためのきめ細かい指導。 ○進路をめぐる問題や状況の的確な把握と、補習・進路相談等の取組の充実。 ○家庭と連携した迅速で的確な対応。 ○授護制度の周知・活用促進。	○同和問題を中心として多様化する人権問題に対する正しい理解、問題解決のための実践的態度、生活の軸となる人権感覚の育成。 ○教科指導や「総合的な探究の時間」、その他のあらゆる各取組における総合的日常的な人権感覚の育成と人権学習の展開。	○現実から深く学び、ともに考え支え合う活動を通して、人権侵害を許さない集団づくり。 ○日常的・系統的な研修の実施による人権尊重理念の理解・体得と、人権教育を推進するための指導力の向上。 ○教職員の人権意識の高揚。	○関係諸機関への定期的な参加・訪問や人権教育研修会等への参加を通した校種間・専門機関との連携・交流の強化。 ○地域社会や家庭と連携し、その力を生かした学校づくりの推進。 ○ＳＳＷとの連携の深化及び活用の促進。

学年目標

一年	・自尊感情を高め、自他の良さを認め合い、尊重し合い、人権が尊重された集団づくりのための実践的態度を身に付けさせる。身近な人権問題や人権の意義を理解させる。
二年	・複合的な視点から人権問題への認識を深めさせるとともに、「人権」の理念について正しく理解し、それにもとづいて具体的な問題を論じ、解決のために行動できるようにさせる。
三年	・社会的自立にかかわる人権問題を通じて、将来の自分の生き方を見つめさせる。人権感覚を磨き、差別を見抜き許さない力を身に付け、共生社会の実現に向けた実践的態度・能力を育てる。

■安心して過ごせる学校・学級／■一人ひとりが大切にされる授業、互いのよさや可能性が発揮できる仲間づくり・集団づくり
■各教科や「総合的な学習の時間」の特性を生かした人権の学びの実現（人権に関わる想像力、共感力、感受性、コミュニケーション技能の育成など）
■効果的な教材の開発（地域教材、さまざまな文章教材）／■生命の大切さを学ぶための取組／■生徒の自主活動による開かれた学校づくり

教科指導
■国語…すべての学習の基盤となる国語力向上のための中心となり、伝え合う力を高め、思考力を伸ばし豊かな心を育む。
■地理歴史…歴史、生活・文化の理解を深め、国際社会において民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。
■公民…現代社会への理解を深め、人間の在り方、生き方について自覚し、民主的、平和的な国家・社会の形成者としての資質を養う。
■数学…数学的に考察し処理する能力を高め、創造性を培う。
■理科…科学的に探究する能力と態度を育て、科学的な自然観を育成する。
■保健体育…心と体を一体として捉え、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。
■芸術…感性を高め、豊かな情操を養う。
■外国語（英語）…言語や文化への理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育てる。
■家庭…家族・家庭の意義を理解させ、男女が協力して家庭や地域生活を創造する能力と実践的態度を育てる。
■情報…社会の中で情報及び、情報技術が果たす役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

特別活動
■望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。
■集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的態度を育てる。
■人間としての在り方・生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を育てる。

総合的な探究の時間
■現代社会のさまざまな問題から自ら課題を見付け、問題解決する資質・能力を育てる。
■問題解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てる。自己の在り方・生き方を考え、表現する力を育てる。

６．推進体制（都道府県・指定都市教育委員会等を含む）

